

スポーツ施設のストック適正化ガイドライン
(記載内容案)

平成 29 年 xx 月
スポーツ庁

目次

1. はじめに.....	1
1.1. スポーツ施設の現状とストック適正化の必要性.....	1
1.2. スポーツ施設のストック適正化に関する基本的な考え方.....	1
1.3. 本ガイドラインの位置づけ.....	1
1.4. 本ガイドラインが対象とする施設.....	1
2. 計画策定の手順.....	3
3. 計画策定作業の内容.....	5
3.1. スポーツ施設のストック適正化計画の概要.....	5
3.1.1. 背景・目的.....	5
3.1.2. 計画の位置づけ.....	5
3.1.3. 対象施設の設定.....	6
3.1.4. 計画期間.....	6
3.2. 基本情報の把握.....	7
3.3. 施設評価（1次評価）.....	8
3.3.1. 施設の現状情報の収集・整理.....	8
3.3.2. 施設の現状情報に基づく個別施設の方向性に関する検討.....	10
3.4. 基本方針（2次評価）.....	12
3.4.1. スポーツに関する方針の検討.....	12
3.4.2. スポーツ環境に関する情報の収集・整理.....	12
3.4.3. スポーツ環境情報に基づく基本方針に関する検討.....	14
3.5. 個別計画の検討.....	15
3.5.1. 施設の維持等.....	17
3.5.2. 総量コントロール.....	19
3.5.3. 施設不足の解消.....	21
3.6. 計画の実施方法.....	23
3.6.1. フォローアップの実施方針.....	23
3.6.2. 策定・取組体制.....	23
3.6.3. 施設利用者や住民との情報共有・合意形成の推進.....	23

1. はじめに

1.1. スポーツ施設の現状とストック適正化の必要性

- ・スポーツ施設数に関するデータ
- ・スポーツ施設の老朽化に関するデータ
- ・地方財政における体育施設費
- ・スポーツ施設の安全確保

⇒人口減少・財政逼迫化において、地方公共団体が、安全なスポーツ施設を持続的に提供し、もって国民が身近にスポーツに親しむことのできる環境を整備できるよう考え方を整理

1.2. スポーツ施設のストック適正化に関する基本的な考え方

ストック適正化を考える上でスポーツ施設の特徴

- ・種目別に異なる施設が必要となる
- ・競技レベルや大会レベルに応じて要求される施設が異なる
- ・利用料金収入が見込まれる
- ・防災施設としての位置づけ
- ・周辺自治体や民間との連携が想定しやすい
- ・学校内に多くのストックを抱えている 等

⇒スポーツ施設のストック適正化を図るためには、これらのスポーツ施設の特徴を踏まえつつ、地方公共団体の実情や市民ニーズを踏まえて、既存施設の活用や長寿命化を進めるとともに、計画的な集約化／複合化を図る。

1.3. 本ガイドラインの位置づけ

インフラ長寿命化基本計画

文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）

公共施設等総合管理計画

個別施設計画

経済財政運営と改革の基本方針 2016

ガイドラインの地方自治法上の位置づけ

1.4. 本ガイドラインが対象とする施設

本ガイドラインでは、社会体育施設を対象としている。特に、多くの地方公共団体が所有する次の施設をイメージしつつ、本ガイドラインを構成した。

なお、計画立案においては、地方公共団体の所有するスポーツ施設の数量や傾向を踏まえ、適宜、対象を追加する。

- グラウンド等（多目的運動広場、野球場・ソフトボール場、ゲートボール・クローケー場、球技場）
- 体育館
- 武道場（柔剣道場、柔道場、剣道場）
- 水泳プール（屋外・屋内）
- 陸上競技場
- トレーニング場
- 庭球場（屋外・屋内）

2. 計画策定の手順

スポーツ施設のストック適正化に関する計画を策定するにあたって、標準とする策定フロー（案）を次ページに示す。策定フロー（案）を参考に、議論および検討を行い、計画を策定するものとする。

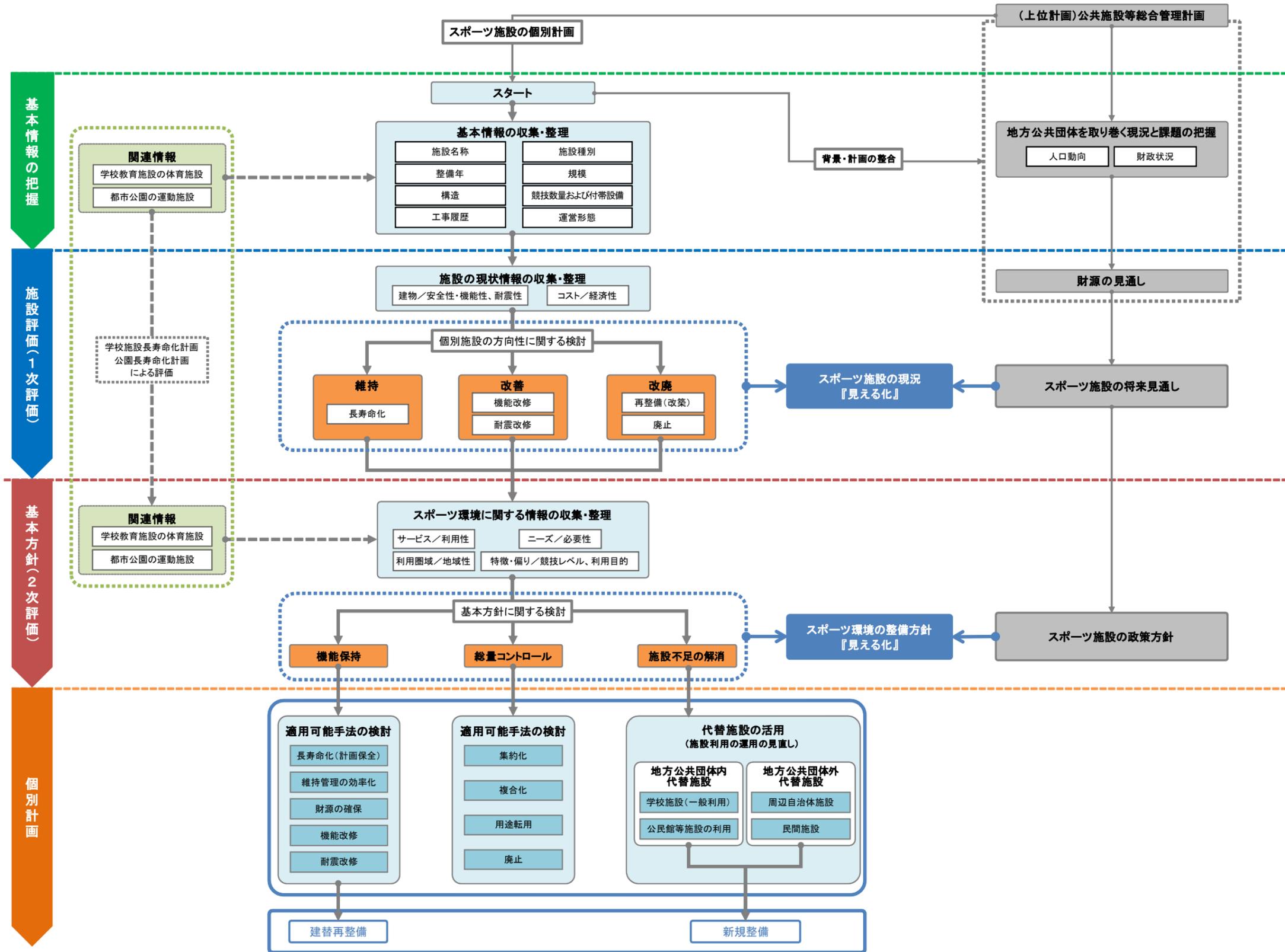


図 1 策定フロー(案)

3. 計画策定作業の内容

3.1. スポーツ施設のストック適正化計画の概要

3.1.1. 背景・目的

各地方公共団体におけるスポーツ施設のストック適正化計画の策定にあたっての背景および目的を記載する。

解説)

- ・ 国の定めるスポーツ基本法およびスポーツ基本計画を踏まえて各地方公共団体が定める地域スポーツ振興基本計画に基づいて、各地方公共団体のスポーツ振興の基本的な考え方やあり方、スポーツ施設や各地方公共団体を取りまく環境等で直面している課題を整理し、本計画の策定の背景および目的を記載する。
- ・ 背景・目的を記載するに当たっては、公共施設等総合管理計画等の方針等を踏まえつつ、次に示す項目を記載することが考えられる。
 - －各地方公共団体のスポーツ振興の基本的な考え方や担うべき役割・責務
 - －スポーツ環境の現状（施設整備や老朽化の状況など）
 - －その他（人口構成、財政など）

3.1.2. 計画の位置づけ

各地方公共団体におけるスポーツ施設のストック適正化計画の位置づけを記載する。

解説)

- ・ 「1.3 本ガイドラインの位置づけ」に示す各計画や、各地方公共団体で策定している総合計画や地域スポーツ振興基本計画、公共施設等総合管理計画、地域防災計画、さらには、教育、福祉、都市計画の関連の計画等との関係を整理して、本計画の位置づけを示す。

3.1.3. 対象施設の設定

スポーツ施設のストック適正化計画の対象施設を記載する。

解説)

- ・ 本計画の策定に当っては、地方公共団体の所有する社会体育施設を対象として原則記載する。
- ・ なお、学校教育施設の体育施設や都市公園内の運動施設にも配慮しながら検討する。具体的には、都市公園の運動施設に長寿命化計画が立案されているなど、別途、関連する個別計画が策定されている場合などは、それら計画を優先するなどの配慮を行う。

3.1.4. 計画期間

スポーツ施設のストック適正化計画の計画期間を記載する。

解説)

- ・ 本計画は、施設の維持だけでなく、改善や廃止等も含んだ内容となるため、中長期的な方針を打ち出すことが必要となる。一定の期間を要することから、10年以上で設定することとする。
- ・ また、計画の内容は、社会情勢の変化、地域の変化、事業の進捗状況等に応じ、適宜見直しを行うこととする。

3.2. 基本情報の把握

各地方公共団体が保有するスポーツ施設の基本情報を収集・整理し、ストックの状況を記載する。

解説)

(基本情報)

- ・ スポーツ施設の基本情報は、表 1 が考えられる。これらは、今後の検討に必要最低限の情報であり、地方公共団体の実情に合わせて追加すべき情報項目を判断する。
- ・ 施設台帳や公共施設白書、公共施設等総合管理計画等において基本情報が整理されている場合は、それらを活用する。
- ・ 基本情報が整理されていない場合は、所管部局にアンケート調査やヒアリング調査を実施して必要な情報を収集する。

表 1 基本情報の項目 (例)

項目	細目 (例)
施設名称	施設名称、棟名称 (複数の建物がある施設の場合に必要)
施設種別	施設種別 (例: 体育館、プール、グラウンド 等)
整備年	竣工年 (年度)、供用開始年 (年度)
規模	階数、延床面積、建築面積
構造	構造の種類 (RC 造/SRC 造/S 造)
競技数量および付帯設備	競技可能な種目、面数、観覧収容人数 屋内/屋外、照明の有無 等
工事履歴	工事の内容、実施年 (年度)、費用、設計・建設会社名 等
運営形態	直営、委託、指定管理委託、PFI、包括管理 等
その他の機能	地域防災計画上の避難所・避難場所等の位置づけ 等

(関連情報)

- ・ スポーツ施設の他に、関連情報として学校教育施設の体育施設 (体育館、武道場、グラウンド、プール等) や都市公園内に整備された運動施設に関しても、基本情報の収集・整理を行っておく。
- ・ 学校教育施設の体育施設に関しては教育委員会にて管理している施設台帳を、都市公園内の運動施設に関しては公園の管理台帳および公園長寿命化計画に整理している情報を活用することができる。

【基礎情報の参考事例】

事例 1、事例 2、事例 3

3.3. 施設評価（1次評価）

3.3.1. 施設の現状情報の収集・整理

各地方公共団体が保有する個々のスポーツ施設の現状に関する情報を収集・整理し、その結果を記載する。

解説)

- 施設の現状を明らかにするために、機能性・安全性・耐震性と経済性の分析に資する基礎情報を収集・整理する。

(機能性・安全性・耐震性に関する基礎情報)

- 機能性・安全性・耐震性の分析のための基礎情報を収集する。具体的には、表 2 が考えられる。
- 耐震関連や経過年数、法令への適合状況は、施設台帳や法定点検結果等を調査し把握する。
- 建物の劣化状況は、目視点検の実施により把握する。保守点検結果や定期的に行っている調査等がある場合は、それらの結果を収集・整理する。

表 2 機能性・安全性・耐震性に関する基礎情報の収集項目（例）

項目	細目（例）
耐震対策	耐震診断結果、耐震改修の実施有無
経過年数	竣工年より算出する
建物の劣化状況	建物の損傷、漏水の有無、 外装（屋根・外壁・建具）・内装・設備（電気・機械）の劣化
法令への適合状況	建築基準法への適合状況（定期点検・定期報告の結果）

(経済性に関する基礎情報)

- 経済性の分析のための基礎情報として、コスト（更新費、運営維持管理費、光熱水費・通信費）および利用料金等の収入に関する情報を収集する。具体的には、表 3 が考えられる。
- 更新費は、公共施設等総合管理計画に示す施設の更新費のうち、個々のスポーツ施設の更新費を抽出する。もしくは、公共施設更新費用試算ソフト（総務省）を用いて、スポーツ施設の更新費を試算してもよい。
公共施設等更新費用試算ソフト：<http://management.furusato-ppp.jp/?dest=info>
また、地方公共団体で独自の試算方法を用いている場合は、その方法を活用してもよい。
- 屋外運動施設の更新費については、公園施設長寿命化計画を参考にして算出する。

- ・ 大型施設の更新費は、実態に合わせて試算する。
- ・ 運営維持管理費、光熱水費・通信費、収入に関する情報は、施設の所管部局へアンケート調査やヒアリング調査を行い収集する。決算資料などとりまとめた資料がある場合は、それらを活用してもよい。

表 3 経済性に関する基礎情報の収集項目（例）

項目	細目（例）
更新費	今後の改修・建替えに係るコスト
運営維持管理費	各種委託料（清掃、設備管理、警備、法定点検等）、指定管理料、PFI 運営管理料
光熱水費・通信費	電気、ガス、水道、下水道、通信
収入	利用料金

3.3.2. 施設の現状情報に基づく個別施設の方向性に関する検討

収集した情報をもとに施設の現状を評価する。評価結果をもとに個々のスポーツ施設の方向性を検討し、その結果を記載する。

解説)

(施設の現状評価)

- ・ 機能性・安全性・耐震性：劣化状況等に関する情報を基に「機能・安全性」を、耐震対策（診断結果や対策実施状況等）に関する情報をもとに「耐震性」を評価する。
- ・ 経済性：コストおよび収入に関する情報をもとに「経済性」を評価する。
- ・ 評価方法は、各地方公共団体の考え方によるものとする。

(方向性の概要)

- ・ 建築性能の視点から判断できる個別施設の方向性は、表 4 が考えられる。
- ・ 施設の機能・安全性および経済性に基づいて、両方が「良」と判断される場合は「維持」、どちらか一方が「劣」と判断される場合は「改善」、両方が「劣」と判断される場合は「改廃」を選択する。

表 4 個別施設の方向性の概要

方向性	手法	内容
維持	長寿命化	計画的に改修等の保全を行い、現在の建物をより長く使用する。
改善	機能改修	経年劣化への対応を目的に改修する。
	耐震改修	耐震性が不足していると診断された建物の安全性を確保することを目的に改修する。
改廃	再整備（改築）	現状の施設を解体し、現地もしくは別の敷地に新たに施設を整備する。
	廃止	施設を解体・撤去する。

(個別施設の方向性の検討フロー)

- 機能・安全性、経済性、耐震性の評価結果をもとに個別施設の方向性を検討する、1次評価のフロー（案）を図 2 に示す。

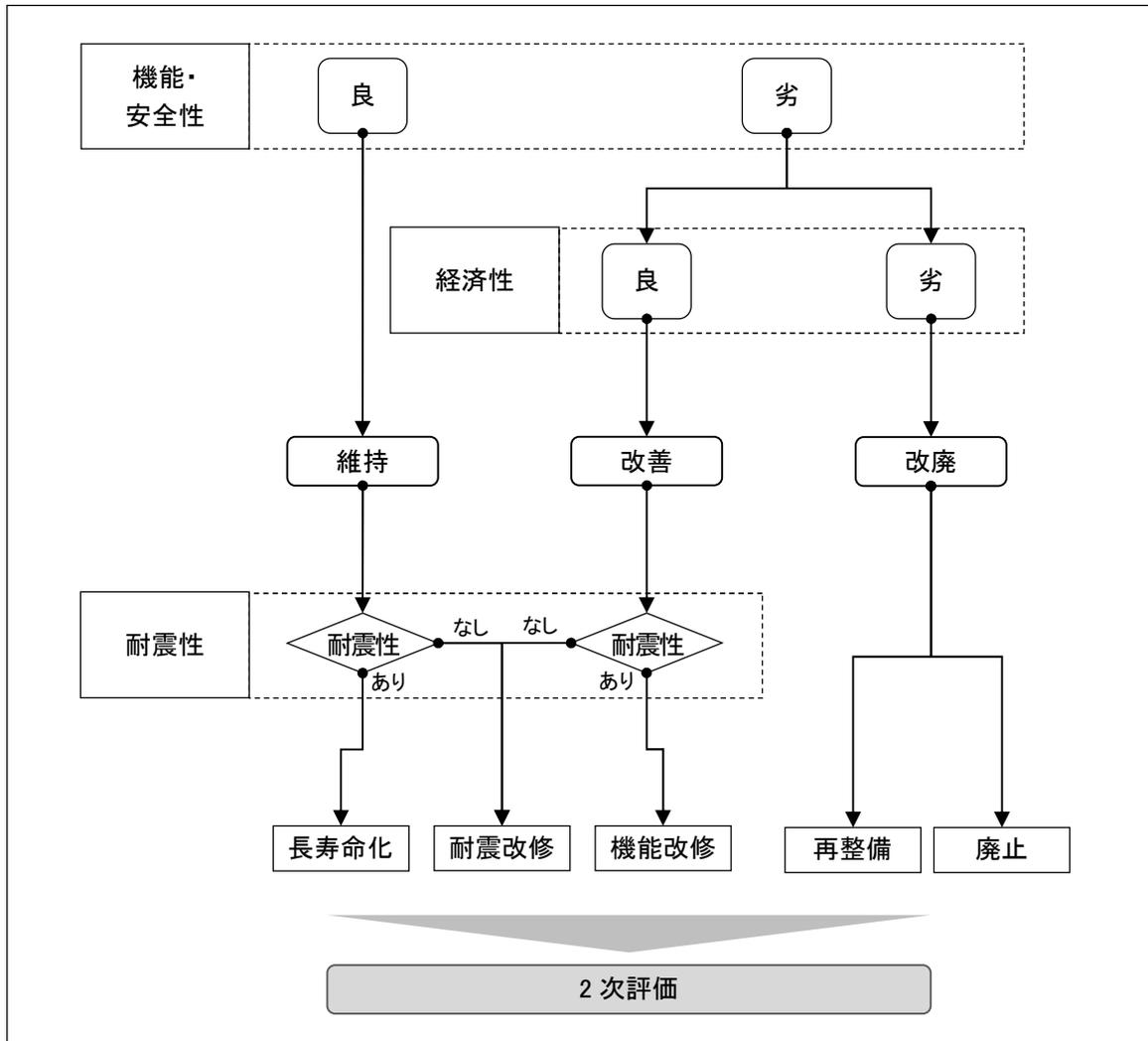


図 2 1次評価のフロー（案）

- 「施設評価（1次評価）」の結果により、スポーツ施設のストック適正化計画としてとりまとめてもよい。
- これは簡易的な検討であり、この後に示す「基本方針（2次評価）」を行い「個別計画」を立案することが望ましい。
- 特に改廃対象となった施設の再整備もしくは廃止の判断は、2次評価にて行うことが望ましい。ただし、1次評価において、明らかに劣化が進行し評価が芳しくない施設に関しては廃止と判断することは可能である。

3.4. 基本方針（2次評価）

3.4.1. スポーツに関する方針の検討

各地方公共団体のスポーツに関する政策・施策の方向性や方針を検討し、記載する。

解説)

- ・ 総合計画や地域スポーツ振興基本計画、公共施設等総合管理計画等の地方公共団体が定める上位・関連計画に基づくとともに、人口動態（人口増減や年齢別人口の推移）、各種競技の取組状況、地方財政の状況を踏まえ、地方公共団体としてのスポーツ施設の更新・運営維持管理等の政策・施策の方向性や方針を検討し定める。
- ・ この際、スポーツの「みる」と「する（競技する・楽しむ）」といった観点も勘案して、総合的に検討することが必要である。

3.4.2. スポーツ環境に関する情報の収集・整理

各地方公共団体が保有するスポーツ施設のスポーツ環境に関する情報を収集・整理し、その結果を記載する。

解説)

- ・ スポーツ環境を明らかにするために、スポーツの利用・運営の側面から各種情報を収集・整理する。
- ・ 収集する情報は、表 5 が考えられる。

表 5 スポーツ環境に関する情報（例）

項目	細目（例）	活用先
利用状況	利用人数、利用率	政策優先度の検討
ニーズ	地方公共団体が保有するスポーツ施設全般や個々のスポーツ施設に対する競技団体および市民等のニーズ・満足度 また、関連施設を利用していない市民のニーズ・満足度の把握にも留意すること	
競技レベル	個々の施設で可能な競技レベル（一般市民利用、中高の大会開催、国体やプロスポーツの試合の開催）	
利用目的	健康増進、団体活動、競技大会	
利用圏域	地方公共団体の各地区のスポーツ施設の配置状況、利用者の居住地	総量コントロールや施設不足の解消での個別計画の検討
施設分布	スポーツ施設の競技種別の地域別分布	

(利用状況)

- ・ サービスについては、施設がどの程度利用されているかを示す情報として、施設の利用人数や利用率に関する情報を収集・整理する。例えば、施設や施設の所管部局へのアンケート調査やヒアリング調査を行って収集する。決算資料等とりまとめた資料がある場合は、それらを活用してもよい。
- ・ 利用人数の採り方には、延べ人数と実利用人数がある。なお、それぞれの意味合いが異なるため、どちらか一方の把握でもよいが、両方の数値を収集することが望ましい。

(ニーズ)

- ・ 競技団体および市民を対象に、地方公共団体内のスポーツ施設全般や個々の施設に対するニーズや満足度を収集・整理する。例えば、ニーズを把握するためのアンケート調査の実施や、実施予定の他のアンケート調査にスポーツ施設の設問を含めるなどして収集する。
- ・ なお、関連施設を利用していない市民のスポーツに対するニーズ・満足度の把握にも留意する。

(競技レベル)

- ・ 個々の施設で実施できる競技のレベルを収集・整理する。例えば、設計時の資料や利用実態の履歴等を参照する。

(利用目的)

- ・ 利用目的については、健康増進、団体活動（サークル、地域スポーツクラブ等）、競技大会等、どのように使用されているかを収集・整理する。例えば、使用実態の履歴等を参照する。

(利用圏域)

- ・ 施設利用者の居住地を調査し、どの範囲の居住者が施設を利用しているかを収集・整理する方法も。例えば、施設利用時の記帳や利用者アンケート調査等により把握する。各施設で把握している情報がある場合は、それらを活用してもよい。

(施設分布)

- ・ 地方公共団体内の各地区のスポーツ施設の過不足状況を整理する。例えば、縦軸にスポーツ施設の種別、横軸に地区をとり、スポーツ施設をプロットした実態マップ等を作成する。

【施設評価の参考事例】 ※1次評価に関する事例も含む
事例 4、事例 5、事例 6、事例 7、事例 8、事例 9

3.4.3. スポーツ環境情報に基づく基本方針に関する検討

収集した情報をもとにスポーツ環境を評価する。個別施設の方向性（1次評価結果）にスポーツ環境の評価結果を加えて基本方針を検討し、その結果を記載する。

解説)

(基本方針の概要)

- ・ 基本方針の概要は、表 6 が考えられる。

表 6 基本方針の概要

基本方針	内容
(スポーツ施設としての)機能保持	保有している施設を今後もスポーツ施設として維持管理し、利用し続ける方針である。
総量コントロール	保有している施設を将来的に維持管理し続けることが困難な場合、保有する施設数を削減する方針である。
施設不足の解消	スポーツ施設が不足している状態であるため、利用できる施設数を増やす方針である。

(政策優先度の設定)

- ・ 基本方針の検討に当って、「政策優先度」を設定する必要がある。
- ・ 表 5 の「利用状況」や「ニーズ」に加え、スポーツに関する方針に基づく地方公共団体として力を入れていくべき「競技種別」、当該競技種別に求める「競技レベル」や「利用目的」を勘案した上で、「政策優先度」を総合的に検討することが望ましい。

(基本方針の選定フロー)

- ・ 「施設評価（1次評価）」で選定した「個別施設の方向性」に、政策優先度を加味して、基本方針を設定する 2次評価の基本的な検討の流れを図 4 に示す。

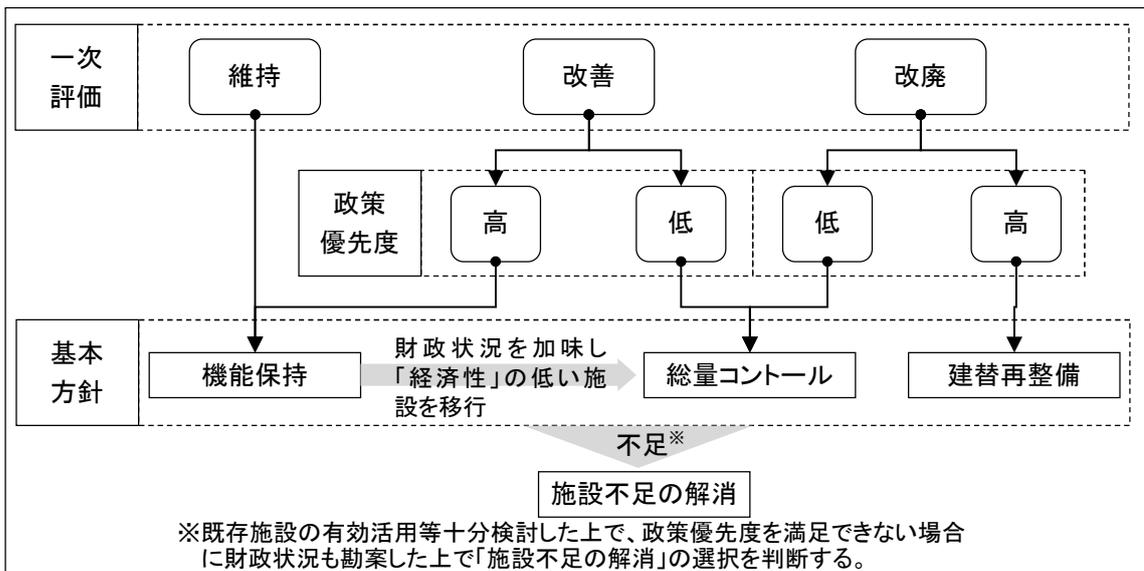


図 3 2次評価の基本的な検討の流れ（案）

3.5. 個別計画の検討

基本方針の結果に基づき、個別施設に適用可能な手法を検討する。今後の行動計画をとりまとめて記載する。

解説)

- ・ 2次評価の基本的な検討の流れに基づいて検討した結果を、1次評価結果と政策優先度を2軸とするマトリクスに整理すると図4に示すとおりである。マトリクスは施設種別ごとに作成する。
- ・ 基本方針の検討結果に基づき、個別計画を検討する。

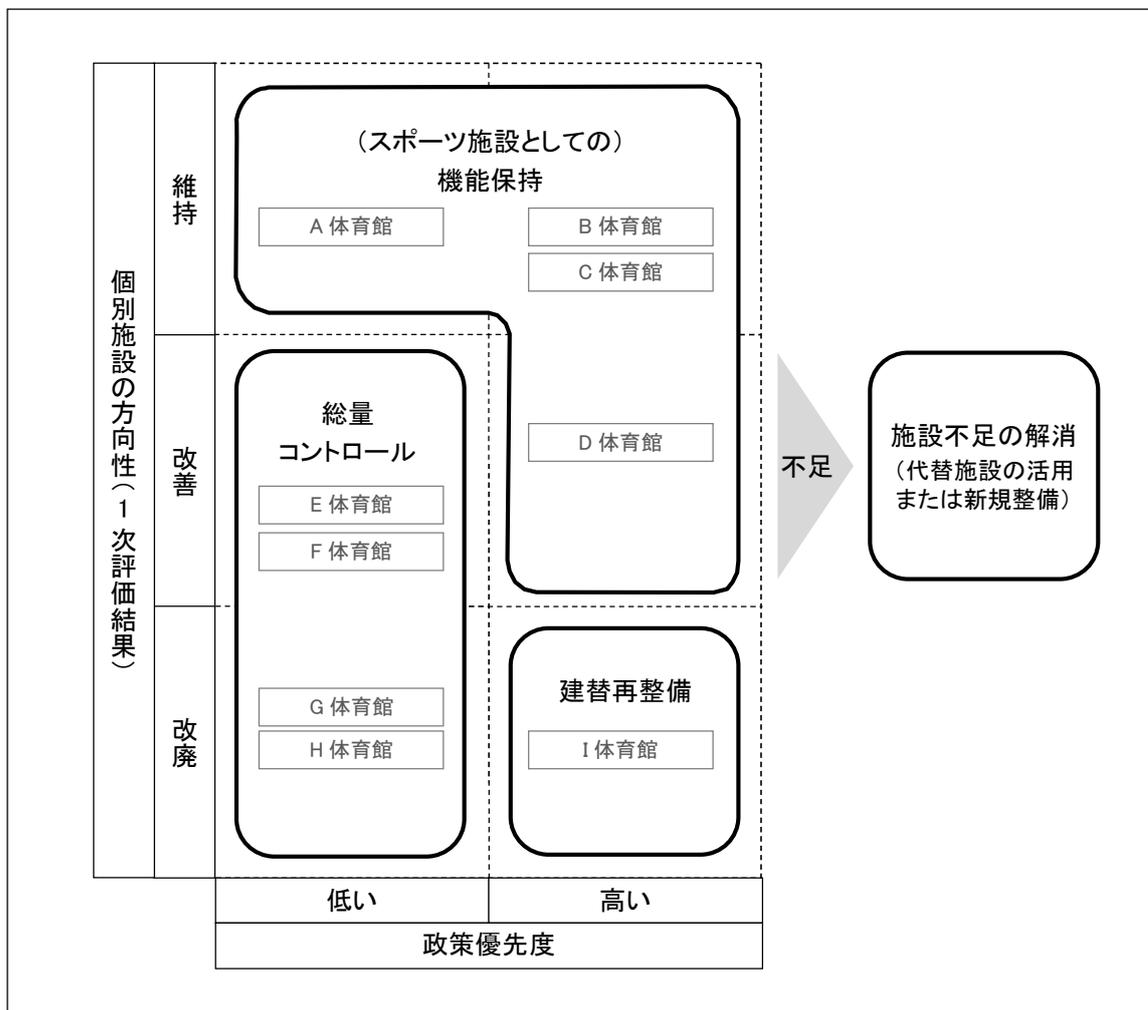


図4 2次評価のマトリクス(案)

(個別計画の検討)

- 基本方針に基づき、個別施設に適用可能な手法を検討する。
- なお、表 5 の「利用圏域」や「施設分布」等に基づいて、スポーツ施設の特徴や偏りといった地域性を加味した上で、「総量コントロール」や「施設不足の解消」における適用可能な手法の検討を行う。
- 各施設について、適用手法の留意事項を踏まえて実施内容と実施時期を検討し、行動計画（アクションプラン）を作成する。

3.5.1. 施設の維持等

- ・ 「(スポーツ施設としての) 機能保持」における適用手法の選択の考え方を図 5 および表 7 に示す。

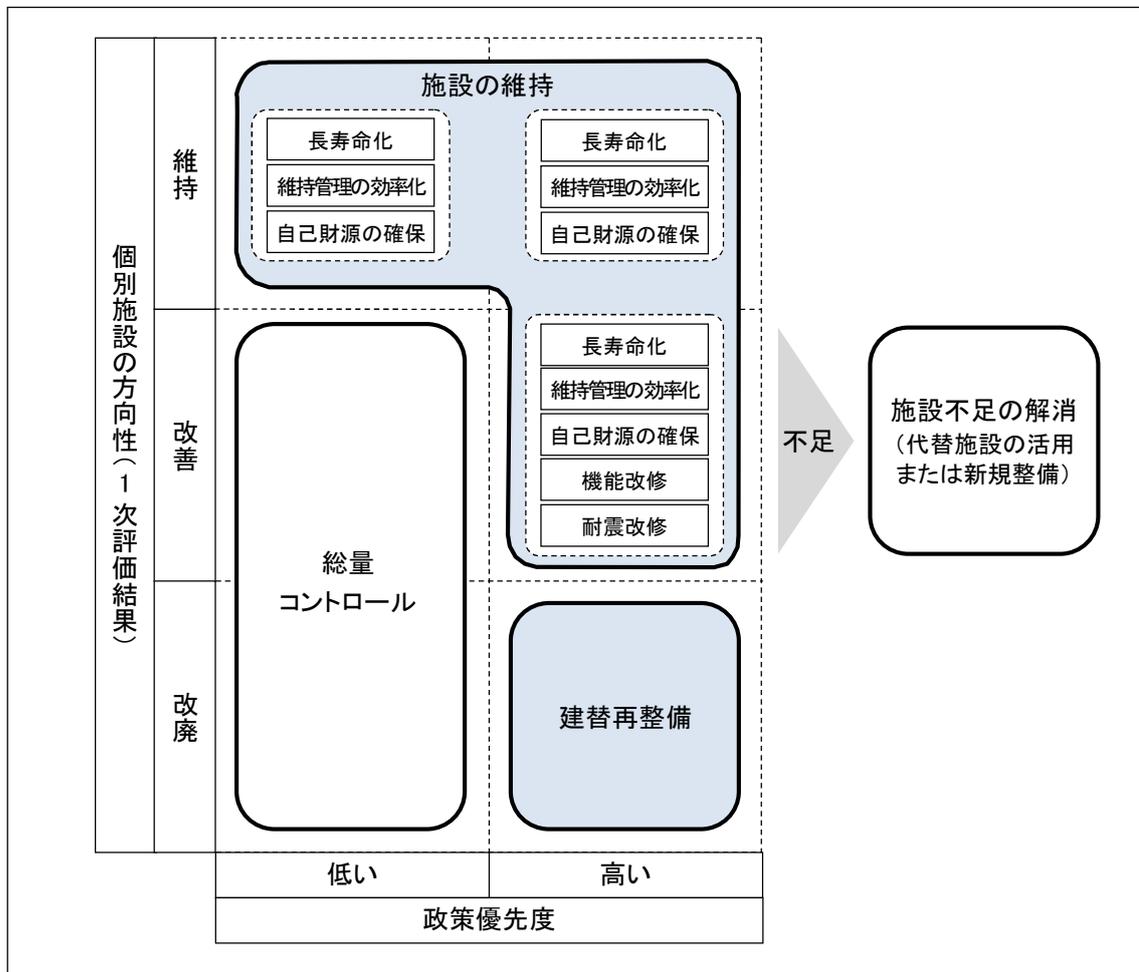


図 5 「施設の維持」等における適用手法の選択

表 7 「施設の維持」等で適用可能な手法

手法	内容	適用の観点
長寿命化 (計画保全)	劣化の早期段階に予防的な改修や計画的な大規模改修を実施し、良好な施設状態を維持すると共に、現在の建物の耐用年数を延ばす手法。	・該当する全ての施設に適用する。
維持管理の効率化	指定管理委託や包括管理委託等、民間事業者のノウハウを取り入れ、効率的な運営方法や管理方法を取り入れる手法。	・施設を維持、運営していくにあたり、管理上の課題がある全ての施設に適用する。
財源の確保	PFI/PPP等の民間財源を活用した整備や受益者負担の考え方に基づいて使用料の見直しを行う等、地方公共団体の財源に頼らない財源を確保する手法。	・施設を維持、運営していくにあたり、地方公共団体等の財源確保に課題がある全ての施設に適用する。
機能改修	経年劣化および社会的劣化への対応を目的とした改修を行う手法。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の構造体、仕上、設備等の経年劣化が見られる施設に適用する。 ・設備の陳腐化や利用者ニーズの変化等の社会的劣化への対応が迫られる施設に適用する。
耐震改修	耐震性が不足していると診断された建物の、安全性を確保することを目的に改修を行う手法。	・現行の耐震基準に対する耐震性能を満たしていない施設に適用する。
建替再整備	現在の敷地または別の敷地に、同一目的の施設を整備する手法。	・施設の安全性および機能が著しく劣化しており、将来的にも利用性や必要性が高いと判断できる施設に適用する。

3.5.2. 総量コントロール

- ・ 「総量コントロール」における適用手法の選択の考え方を図 6 および表 8 に示す。
- ・ 個別施設の方向性が「改善」と判断された施設について、表 5 の「利用圏域」や「施設分布」等に基づく「地域性」（必要性やニーズ等）を勘案し、集約化・複合化・用途転用の可能性がない場合は、改修費をかけずに『廃止』を適用する。

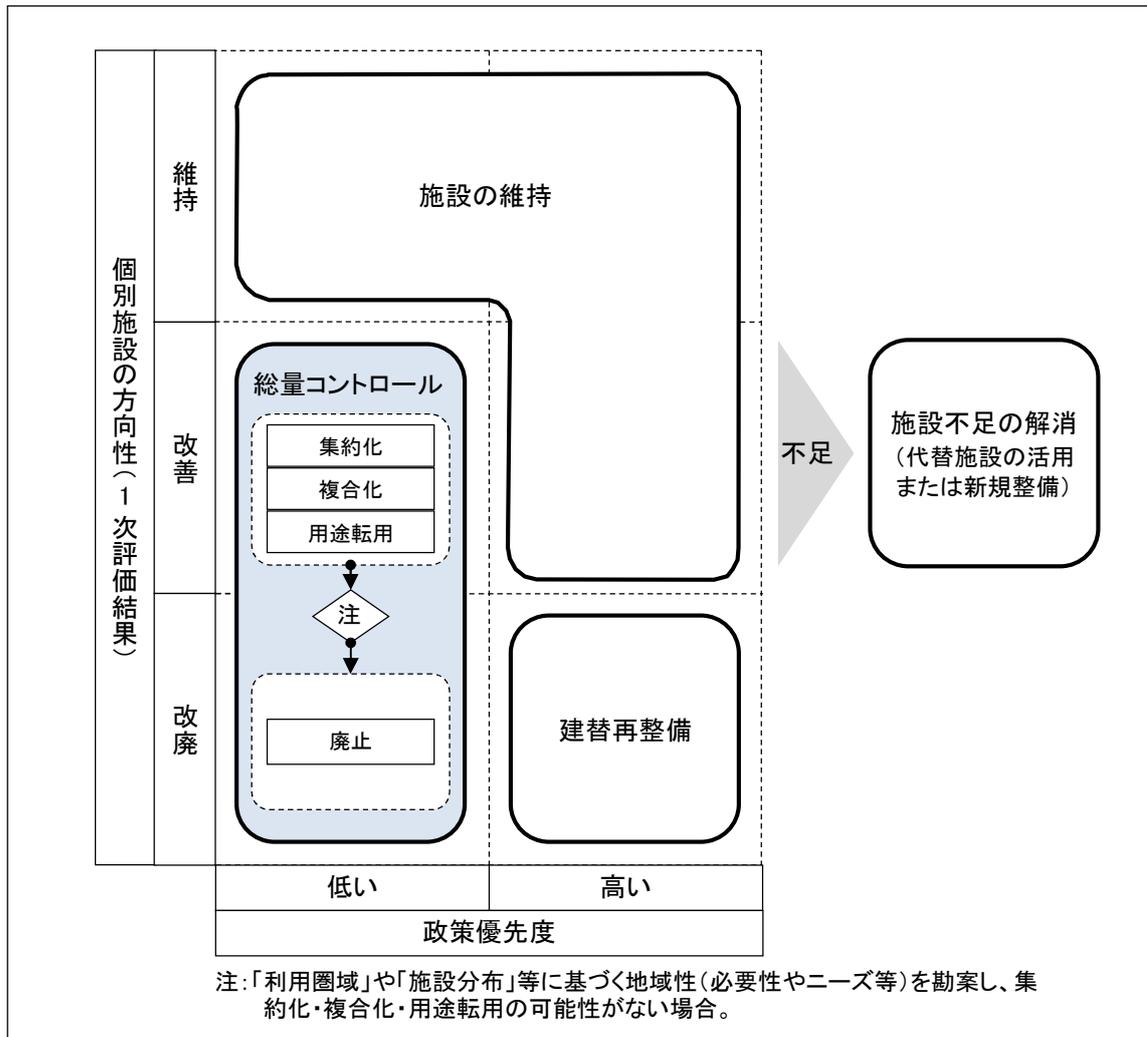


図 6 「総量コントロール」における適用手法の選択

表 8 「総量コントロール」で適用可能な手法

手法	内容	適用の観点
集約化	類似した機能をもつ複数の施設を同一の建物にまとめる手法。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設の方向性が「改善」と判断された施設に適用する。 ・立地する地区周辺で集約可能なスポーツ施設があるか確認する。 ・複数のスポーツ施設を一つに集約した場合でも、利用者ニーズを満たすことができるかを確認する。
複合化	異なる機能をもつ複数の施設を単一の建物にまとめる手法。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設の方向性が「改善」と判断された施設に適用する。 ・立地する地区周辺で複合可能な施設があるか確認する。 ・スポーツ施設とは異なる機能を含んだ施設になることから、複合する施設の事業所管部局と調整する。
用途転用	既存施設や廃止施設の機能・用途を変更し、新たな施設として効率的利用を図る手法。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設の方向性が「改善」と判断された施設に適用する。 ・立地する地区周辺で必要とされている用途や不足している用途を確認し、転用用途を検討する。 ・スポーツ施設とは異なる用途となるため、転用用途の所管部局と調整する。
廃止	施設やそこでの行政サービスを廃止し、施設を解体・撤去する手法。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設の方向性が「改廃」と判断された施設に適用する。 ・個別施設の方向性が「改善」と判断された施設について、立地する地区周辺において集約化・複合化・用途転用の可能性がない場合は、改修費をかけずに廃止を適用する。 ・現時点での利用性だけでなく、政策を踏まえての必要性などを検討する。 ・施設を廃止する場合、施設利用者が近隣施設を使用できるかなどを確認する。

3.5.3. 施設不足の解消

- ・ 「施設不足の解消」における適用手法の選択の考え方を図 7 および表 9 に示す。
- ・ 表 5 の「利用圏域」や「施設分布」等に基づく「地域性」を勘案し、代替施設となり得る施設が周辺に存在しない場合や代替施設を活用しても不足する場合は、「新規整備」を検討する。

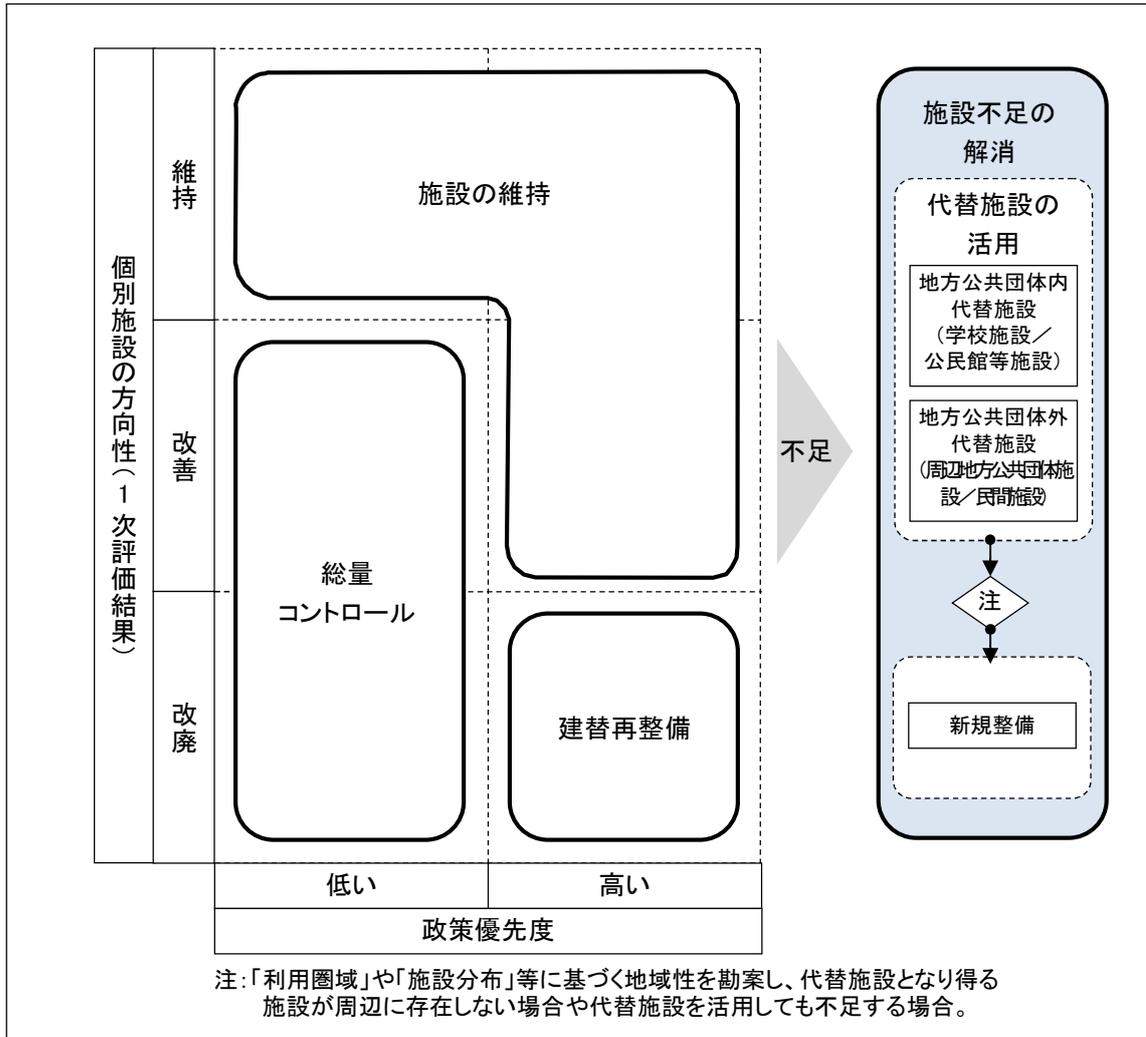


図 7 「施設の不足の解消」における適用手法の選択

表 9 「施設不足の解消」で適用可能な手法

手法	内容	適用の観点
地方公共団体内の代替施設の活用	地方公共団体内の学校施設（体育館、武道場、グラウンド等）や公民館等のスポーツ施設を、一般市民のスポーツ環境として活用する手法。	<ul style="list-style-type: none"> ・不足しているスポーツ施設の種類、規模等を確認する。 ・不足するスポーツ施設の代替となり得る施設（学校施設、公民館等）が、スポーツ施設が立地する地区周辺にあるかを確認する。 ・代替施設となる施設の所管部局と調整する。 ・なお、中学校の体育施設の夜間限定の開放や学校教育施設の体育施設の統合等、地域の実情を踏まえた対応を検討する。
地方公共団体外の代替施設の活用	隣接する地方公共団体の施設や民間施設を、一般市民のスポーツ環境として活用する手法。	<ul style="list-style-type: none"> ・不足しているスポーツ施設の種類、規模等を確認する。 ・不足するスポーツ施設の代替となり得る施設（隣接する地方公共団体の施設、民間施設）が、スポーツ施設が立地する地区周辺にあるかを確認する。 ・代替施設となる施設の管理者と調整する。
新規整備	新たに施設を整備する手法。	<ul style="list-style-type: none"> ・代替施設となり得る施設が存在しない場合や代替施設を活用しても不足する場合に適用する。 ・政策方針により新規整備が必要とされる場合に適用する。

【基本方針および個別計画の参考事例】

事例 10、事例 11、事例 12

3.6. 計画の実施方法

3.6.1. フォローアップの実施方針

スポーツ施設のストック適正化計画を推進するためのフォローアップの実施方針を記載する。

解説)

- ・ 本計画の実施状況等について評価を行い、必要に応じて計画を改定するスケジュール（案）等を検討する。
- ・ PDCA サイクルの各段階でどのような確認を行うのかを記載する。
- ・ 進捗評価にあたっては、KPI（重要業績評価指標）を設定するなど定量的な目標や事業実施状況を把握するとともに、住民意向の把握に基づいて評価を行っていくことが望ましい。

3.6.2. 策定・取組体制

スポーツ施設のストック適正化計画を推進する組織や組織の横断的な調整を行う会議体等の体制について記載する。

解説)

- ・ 本計画の推進にあたって中心となる部局を決定する。
- ・ スポーツ施設は複数の所管部署にまたがる場合が多いため、組織横断的な情報共有や協議・調整を行う会議体を組織する。現行の会議体で担うことができる場合は、それらを活用する。
- ・ また、スポーツ振興に携わる公益団体、体育協会、指導者等も交えた議論の場の設置等を検討する。

3.6.3. 施設利用者や住民との情報共有・合意形成の推進

個別計画の実行にあたっての施設利用者や住民に対する情報共有・合意形成の方針について記載する。

解説)

- ・ 個別計画の実施にあたっては、施設利用者や住民への影響があるため、情報共有や合意形成の方針について検討する。